

警報が発令された場合の措置について

(お知らせとお願い)

暴風雨・洪水・大雪などの警報が出された場合、下記のような措置をとりますので、ご理解いただきご協力下さいますようお願いいたします。

記

1. 午前7時現在、「橿原市」に何らかの警報が発令されている場合は、児童は**自宅待機**し解除されるのを待ってください。
2. 午前9時までに解除された場合は
授業がありますので**10時30分までに部団登校**してください。
 - ◆ 給食があります。
 - ◆ 校区の状況（道路の不通・河川の増水）を確認し、部団登校してください。なお集合時間と場所は裏面のとおりです。
3. 9時になっても解除されない場合は
学校は**臨時休校**とします。
4. 登校後に警報が発令された場合は、**学校待機**とします。（気象状況、通学路の状況などを確認し、安全を第一に考えて下校させる場合もあります。なお、自宅が留守になる場合は、ご近所をお願いするなどの方法を考えておいてください。）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 橿原市は奈良県「北西部」「北部」「全県」に入っています。奈良気象台では、市町村単位で発令されますので「橿原市」に警報が発令が出されているかどうか確認してください。② NHKのテレビ・データー放送(橿原市)・ラジオによる警報及び解除の報道に気を付けて下さい。③ 注意報でも、登校時等に身近な危険が迫っている時（河川の決壊・異常増水等）は臨機応変な対処をお願いします。その時は、必ず学校へ連絡ください。④ 午前7時現在、警報が発令された場合は、メール配信でもお知らせします。学校へ電話でのお問い合わせはご遠慮ください。 |
|--|

地震発生時の対応について（連絡及びお願い）

橿原市で震度5弱以上の地震が発生した場合、下記のとおりに対応いたしますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 登校前に発生した場合

- 自宅待機としてください。（休業中に発生した場合も自宅待機を続けてください。）
- 以降の登校については、緊急連絡用メールなどで、学校から連絡いたします。必ず学校からの連絡を受けてから登校してください。
- ご自宅周辺の安全が確保されていない場合は、避難場所に避難してください。（裏面「避難場所一覧表」をご参照ください。）

2 在校時に発生した場合

- 直ちに授業を中止し、児童生徒を安全な場所に避難させます。
- 児童生徒は下校させず「保護者への引き渡し」を行いますので、学校にお子様を迎えに来てください。保護者の方が迎えに来られるまで児童生徒は学校に待機させます。

3 登下校時に発生した場合

- 保護者の方は、登下校中（通学路）の児童生徒を確認しながら迎えに来てください。
- 学校に避難してきた児童生徒は、保護者の方が迎えに来られるまで学校に待機させます。
- 学校の職員は、学校に来なかった児童生徒の安否確認と通学路の安全確認を行います。

4 その他

- 震度4以下の地震については原則として通常通り授業を行います。ご家庭や通学路などの被害状況により、登校が困難な場合には、学校に連絡をしてください。
- お子様の「保護者への引き渡し」について、緊急連絡用メールの配信ができない被害状況も考えられますので、震度5弱以上の地震発生時には保護者の方の判断により学校に迎えに来てください。また、非常時には道路事情も危険を伴うことが考えられますので、保護者の方のご自身の安全にも十分ご注意くださいようお願いいたします。